

東大阪市

地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）

交付金申請事業選定要領

令和6年11月

東大阪市

1 目的

東大阪市では、産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ令和 7 年度に本市から申請をめざす事業(以下「申請事業」という。)を選定する。本要領では選定にあたり必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 事業名

東大阪市地域経済循環創造事業(ローカル 10,000 プロジェクト)

補助金の交付にあたっては、本市の予算の承認及び総務省の事業採択をもって交付するものとする。なお、市の予算が承認されなかった場合や総務省の審査の結果、事業の採択が受けられなかった場合は、補助金は交付されない。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

ア 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額(以下「融資額」という。)の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

オ 東大阪市第 3 次総合計画、その他の市計画に対応することにより、地域課題の解決につながり、地域への波及効果を見込むことができる事業であること。

なお、審査会においては、「(別紙 1)東大阪市地域経済循環創造事業(ローカル 10,000 プロジェクト)における地域課題」に対応する事業であるかを重視する。

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第 12 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

- ア 融資額が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- イ 融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- ウ 融資額が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000万円

3 参加資格

申請事業の選定に参加する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本店所在地の市税、都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 事業要件

申請事業の選定対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 国及び都道府県が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

- (3) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 補助金事業は、交付決定日以降に着手し、令和8年2月28日までに完了すること。
- (5) 補助対象経費のうち、事業者等が受ける融資額の総額が上記2(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、上記の融資及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。また、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

5 参加方法

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は、以下の書類を持参し、電子データについてはデータ送信(ただし、データ送信について、本市の受信上限は5MBのため、大容量ファイル送信サービスを利用し送付すること。)により提出すること。なお、電子メール到達確認のため、電子メール送信後に電話確認すること。メールアドレス及び電話番号については、最終頁にある問い合わせ先に記載する。

ア 東大阪市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 地域経済循環創造事業実施計画書(様式3)

エ 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式

オ 補助金事業の企画提案書・工程表(任意様式)

※2次審査は企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うものとする。提出期間終了後の差替は不可とする。

カ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本6部の合計7部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

(3) 提出期間

令和7年1月20日(月)～1月22日(水)

(午前10時から午後5時までに必ず持参すること。期日時間厳守とする。)

(4) 提出先

最終頁の問い合わせ先に記載の場所とする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールでの受付とする。(電話・Fax等は不可。)

回答方法はメールまたは対面のいずれかを選択すること。

質問の受付期限はスケジュール相談受付期間のとおり。

件名を「東大阪市〇〇に関する質問(事業者名)」とし、【様式4】質問書に必要事項記入のうえ、ワード形式で添付すること。なお、電子メール到達確認のため、送信後に電話確認すること。

メールアドレス及び電話番号については、最終頁にある問い合わせ先に記載する。

(2) 対面での質問について

質問が多岐にわたる場合など対面での相談を希望する場合は【様式4】質問書に希望日(平日の午前10時から午後5時まで。)を記入すること。なお、金融機関担当者の同行での相談も可能とする。

(3) 回答について

回答は質問者が希望する方法(メールまたは対面のいずれか)で行う。

質問に対する回答は質問者に行うものとし公表はしない。

(4) 留意事項

期日以降の質問に関しては回答できないので、期限厳守のうえ質問すること。

なお、質問無き場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

7 提出書類の作成に関すること

(1) 提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式は、本市のウェブサイトに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア A4サイズ両面印刷(縦・横は自由)を基本とし、またカラー印刷可能とする。

イ 使用言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。

ウ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴ること。

(4) 様式記入上の注意

ア 東大阪市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式1)

担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 地域経済循環創造事業実施計画書(様式3)

以下のことをわかりやすく記載すること。

(a) 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業である

こと。

(b) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。

(c) 同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高いモデル性があること。

(d) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

ウ 質問書(様式4)

(a) 質問数に合わせて適宜、欄を追加すること。

(b) 質問数等の上限は設けない。

エ 補助金事業の企画提案書・工程表(任意様式)

様式は任意とするが、A4サイズ両面印刷(縦・横は自由)を基本とし、ページ番号を付すこと。(表紙を付けること。)

オ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載すること。

(a) 遵守すべき法令等

(b) 取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール

(5) 留意事項

ア 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出期間終了後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

8 選定

(1) 選定方法

ア 審査会の設置

本市が令和7年度に総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした東大阪市地域経済循環創造事業(ローカル10,000プロジェクト)選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。

イ 申請事業候補者の選定

申請事業候補者の決定にあたっては、東大阪市が設置する審査会において、2次審査制で行う。

1次審査(書類審査)

事業実施計画書及び補助金事業の企画提案書・工程表の書類審査を行い、会長及び各委員の合計得点の平均6割以上の得点を獲得すること。

2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を通過した事業者は企画提案書に基づき、事業者が審査会にてプレゼンテーションを行う。会長及び各委員の1次審査、2次審査の合計で、7割5分以上獲得すること。

ウ プレゼンテーションの実施

(a) 実施日

スケジュールのとおり。

(b) 実施時間・場所

2次審査実施案内通知に詳細を記載する。なお、スケジュールに示すプレゼンテーション実施案内通知日に、担当者宛にメールにて送付する。

※プレゼンテーションに使用する機器（PC等）については、事業者自ら準備すること。ただし、大型モニター及びHDMIケーブルは本市で用意する。

(c) 実施方法

各事業者2名までの出席（実際にプロジェクトを担当する者を必ず参加者に含めること。）とし、1事業者40分とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

エ 審査方法

(a) 以下の基準をもって採点を行う。

No	審査項目	評価基準	書類審査 配点	プレゼンテーション 配点
1	地域資源の活用	・東大阪市の地域資源を活用する事業であるか。 ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするものや単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。	15	15
2	事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか	10	10
3	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか	10	10
4	公共的な地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加など、地域への波及効果を見込むことができる事業であるか。 ・東大阪市第3次総合計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。 ※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではな	15	15

		いか。		
5	特に東大阪市が重視する地域課題	・「(別紙1) 東大阪市地域経済循環創造事業(ローカル10,000プロジェクト)における地域課題」に掲げる本市の地域課題の解決につながる事業であるか。	5	5
6	事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。	10	10
7	モデル性	・同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るか。	10	10
8	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか	5	5
9	地域金融機関との連携	・地域金融機関等と調整が行えているか。 ・収支計画に妥当性はあるか	10	10
10	事業の自立性	・補助金事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10	10
小計			100	100
合計			200	

(b) 会長及び各委員の1次審査、2次審査の合計が7割5分以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政状況等に鑑み、審査会により申請事業を選定する。

オ 選定結果の通知

1次審査及び2次審査において、選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。

9 スケジュール

項番	内容	日時
1	公募開始	令和6年11月28日(木)
2	相談受付期間	公募開始後～令和7年1月17日(金)
3	書類提出期間	令和7年1月20日(月)～22日(水)
4	1次審査選定結果・2次審査会実施の案内通知	令和7年1月27日(月)
5	審査会(プレゼンテーション)の開催	令和7年1月29日(水)
6	2次審査選定結果通知	令和7年2月上旬予定

10 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 未提出書類があった場合（【様式4】質問書を除く。）

11 留意事項

- (1) 当初の計画内容を、原則、遵守するものであるが、総務省からの助言及び本市との協議の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けたのちで変更することがあり得る。
- (2) 補助金額は、提出のあった計画の範囲内とする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ウェブサイト等を参照すること。

問い合わせ先（提出先 他）

577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 企画財政部 企画室 企画課（本庁舎12階）

電話 06-4309-3101（直通）

電子メール kikaku@city.higashiosaka.lg.jp